

第35号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づく基金として設置する島根県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関し必要な事項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する条例で定める割合について、定めるものとする。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(拠出率)

第6条 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、1万分の9とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が

定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。